



エコマーク認定基準における植物由来 プラスチックの取扱いについて



2020年7月28日(火)

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局



エコマークの概要(1)

環境配慮型商品に「エコマーク」を付けることで、持続可能な社会の形成に向けて事業者・消費者の行動を誘導していくことを目的

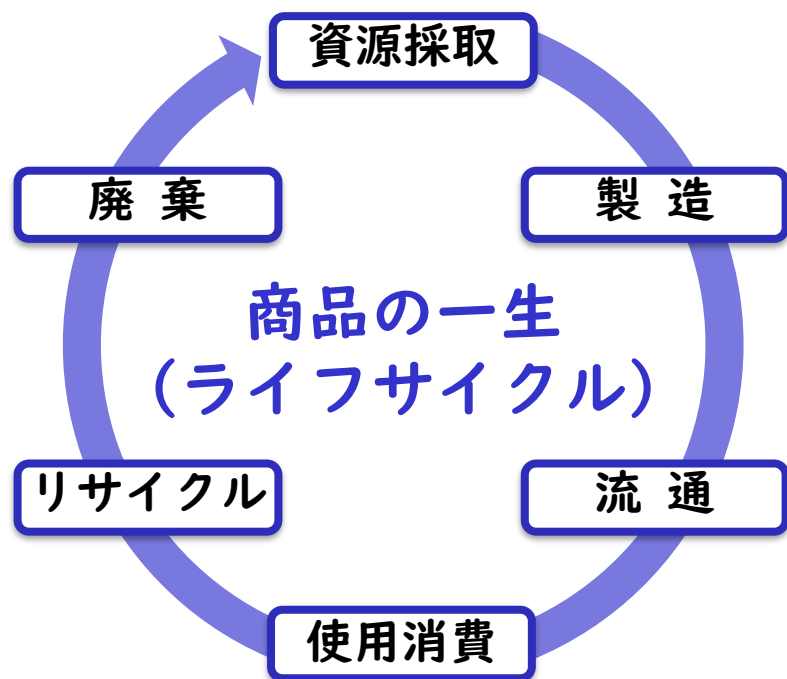


- ・企業と消費者をつなぐ、
コミュニケーションツール
- ・1989年から31年の歴史
- ・日本で唯一のタイプI環境ラベル
(ISO14024)として
公益財団法人日本環境協会が運営



エコマークの概要(2)

ライフサイクルを考えた基準を商品分野ごとに設定
総合的に環境負荷が少ない製品・サービスを認定



+



SDGsにもつながる、多様な環境課題を評価



エコマーク商品の拡がり

商品
分野数
69

認定商品・
施設数
40,556

認定
企業数
1,303

認知度
90%
以上

市場規模
4.7
兆円

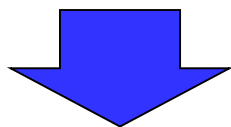
グリーン購
入法の判断
の目安とし
て活用



エコマークの植物由来プラスチックの取扱い

「エコマーク認定基準における植物由来プラスチックの取扱いについて」(2015年)を策定

【背景】植物由来PET、PE等が量産化され、LCA 結果が公表



取扱い方針を定め、各商品類型に展開

植物由来プラスチックは、地球温暖化ガス排出量等を低減するポテンシャルを持った材料であるが、植物原料の栽培から樹脂製造までのサプライチェーンにおける自然生態系への影響やエネルギー消費などが大きければ、却って環境負荷が増大する可能性
⇒ 持続可能性やトレーサビリティを確保することが重要

<https://www.ecomark.jp/pdf/biobased.pdf>



対象とする樹脂の種類

現時点での市場規模・今後の伸張等を考慮

かつ、LCAなどで環境負荷低減効果が見込まれる樹脂を対象

⇒ PLA、PE、PET

今後、LCA等のデータが整備され、植物原料の栽培から樹脂製造までのサプライチェーンに関する十分な情報が得られた時点で、市場動向・ニーズを踏まえて追加を検討
(2017年にPTTを追加)



No.140分類H. 植物由来プラスチックを使用したプラスチック製容器包装の基準項目(抜粋)①

(1) 以下a) ~c) の全ての要件を満足すること。

a. 容器包装における**バイオベース合成ポリマー含有率が25%以上**であること。(以降、省略)

⇒ **配合率に関する証明書の提出 + ^{14}C の試験結果の提出**

また、認定後の適正な維持として、定期的に ^{14}C の測定実施、または第三者機関に監査等を受ける等を求める

b. 植物原料の栽培から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までの**サプライチェーンを把握**していること。
各工程は**別表1のチェックリスト**に適合すること。

⇒ **持続可能性やサプライチェーンを確認する**

栽培地(国、州、市等)から原料樹脂製造までのサプライチェーンの確認
別表1への適合状況の確認(現地の法令等、現地調査など)



No.140分類H. 植物由来プラスチックを使用したプラスチック製容器包装の基準項目(抜粋)②

別表I

チェックリスト形式で栽培地などの持続可能性を確認

No	目的	要求(実現されなくてはならない項目)
1	地球温暖化の防止, 自然生態系の保全	植物を栽培する主たる農地は、直近10年以内に森林からの土地 改変が行われていないか。
2	生態系の保全	遺伝子組み換え農作物を原料とする場合、安全性の確保について 評価を行ったか。
3	土地の酸性化・ 富栄養化,水質汚染 の防止	植物の主たる栽培地における肥料・農薬の使用状況を把握したか。 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約) で規制されている農薬が使用されていないか。
4	適正な水利用	植物の主たる栽培地における水の使用状況を把握したか。
5	再生資源の利用, 食糧との競合回避	植物由来プラスチック(原料樹脂)の粗原料の一部として、現地の 再生資源が入手可能な場合、優先的に使用したか。
6	地球温暖化の防止	粗原料の主たる製造工場において、発酵などにより地球温暖化係数 の高いメタンを排出する場合、その処理状況を把握したか。
7	非化石エネルギー源、 再生可能エネルギー 源の利用	栽培から原料樹脂製造までの工程において新規に工場を設置する 場合、非化石エネルギー源(例えば、バガスやバイオガスなど)や 再生可能エネルギーを出来る限り活用したか。
8	法令順守	植物由来プラスチック(原料樹脂)製造を行う工場が立地している 地域等の法令に従い、工場における排水の管理が行われているか。



No.140分類H. 植物由来プラスチックを使用したプラスチック製容器包装の基準項目(抜粋)③

c.植物由来プラスチック(原料樹脂)について、原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの温室効果ガスの排出量(CO₂換算)が、代替しようとする従来樹脂と比較して増加しないことLCAによって確認していること。(以下省略)

⇒ 植物由来プラスチックであれば自動的に認められるのではなく、従来樹脂(代替する石油由来プラスチック)と比較したLCAの結果を求める



その他の基準項目

●有害物質の制限とコントロールに関する基準

- ・PE、PETは、石油由来と添加剤等に変わりはない
- ・PLAは、有害性が指摘される添加剤等の情報はない
⇒ 添加剤等は、ポジティブリスト制度等を活用
食品包装の場合には、食品衛生法の確認 など

●使用後のリサイクル容易性に関する基準

- ・既存の回収・リサイクルルートに排出された際、リサイクルの阻害要因となる可能性を確認
⇒ 樹脂の種類や商品分野毎に基準設定を検討
(リサイクル阻害の可能性がある場合)



エコマークで植物由来プラスチック・合成繊維に関する基準項目が設定されている商品分野

2020年7月時点で、12商品分野、434商品を認定

類型番号	商品類型名
101	かばん・スーツケースVer1
103	衣服Ver3
104	家庭用繊維製品Ver3
105	工業用繊維製品Ver3
112	文具・事務用品Ver2
119	パーソナルコンピュータVer3
128	日用品Ver1
130	家具Ver2
131	土木製品Ver1
140	詰め替え容器・省資源型の容器Ver1
143	靴・履物Ver1
159	サーバ類Ver1

今後、対象分野を拡大予定

認定基準: <https://www.ecomark.jp/nintei/>



今後のエコマークについて

・対象とする商品分野の拡大

⇒ No.140基準を「飲食料品、化粧品、家庭用品などの容器包装」基準として再編し、対象範囲を拡大予定

パブリックコメント2020年9月に実施、同11月に制定・改定予定

・対象とする樹種の拡大

⇒ 今後、伸長が見込まれる植物由来PP等の追加を検討



ご清聴 ありがとうございました



公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階

電話:03-5829-6284

E-mail: info@ecomark.jp <https://www.ecomark.jp/>



<参考> 生分解性プラスチックの取扱い

「植物由来プラスチック・生分解性プラスチック等に関する検討会」(2006年)

「生分解性プラスチック」

生分解が求められる用途に限定して

No.141「生分解性プラスチック製品Ver1」認定基準を策定
(土中等で回収が困難な製品:農業用資材、コンポスト用資材など)

<https://www.ecomark.jp/pdf/kentoukai06-06.pdf>